



改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 98)

適格分社型分割等による期中損金経理額等の  
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。ただし、租税特別措置法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合には、それぞれ適格であることを要しません。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください。（法人税法施行令第155条の6の規定を含む）

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55の5⑤	21の4
32③	21の3	68の4⑦	22の4⑥
42⑦	24の3	55の6⑩	21の5⑬
44⑤	24の6	68の4⑤⑨	22の4⑦⑬
45⑦	24の7	55の7⑧	21の5⑭
47⑦	24の8	68の4⑥⑦	22の4⑦⑭
48⑦	24の10	56⑪	21の6④
49⑤	24の12	68の4⑦⑩	22の4⑧④
50⑥	25	57の5⑬	21の1③②
52⑥	25の6	68の5⑤⑩	22の5⑥②
53⑤	25の8	57の6⑨	21の1③②
令133の2③	27の17	68の5⑥⑩	22の5⑦
139の4⑧	28の2	57の8⑪	21の1④⑤
平10改正法附則7③	平10改正法附則④	68の5⑧⑩	22の5⑧⑤
		58⑩	21の1⑥⑥
		68の6①⑨	22の6①⑥

※ 読み替え規定有り（令155の6②）。

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法人税法施行規則第21条の2第4号に掲げる事項及び同規則第21条の3第4号に掲げる事項については、別表16(1)から別表16(5)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式（これらの別表の届出書の各欄は、次により記載してください。）によることができます。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
- (4) 「その他要記載事項」は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 92)

適格分社型分割等による期中損金経理額等の  
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、内国法人が適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。ただし、法人税法第54条第5項、租税特別措置法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合には、それぞれ適格であることを要しません。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55の5⑦	21の4
32③	21の3	55の6⑨	21の5⑬
42⑦	24の3	55の7⑦	21の5⑭
44⑤	24の6	56⑩	21の6④
45⑦	24の7	57の5⑬	21の13①
47⑦	24の8	57の6⑨	21の13の2
48⑦	24の10	57の8⑩	21の14⑤
49⑤	24の12	58の2⑨	21の16⑥
50⑥	25		
52⑥	25の6		
53⑤	25の8		
54⑤	26の2		
令133の2③	27の17		
139の4⑧	28の2		
平10改正法附則7③	平10改正法附則④		

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 この届出書には、別表10(2)、別表11(1)、別表11(2)、別表11(3)、別表11(3)付表、別表11(4)、別表12(5)、別表12(7)から別表12(9)まで、別表12(8)、別表12(9)、別表13(1)から別表13(3)まで、別表16(1)から別表16(6)まで、別表16(8)に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法人税法施行規則第21条の2第4号に掲げる事項及び同規則第21条の3第4号に掲げる事項については、別表16(1)から別表16(5)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式（これらの別表の書式に定める項目を記載しているものに限ります。）によることができます。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 中段の本文空欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
- (2) 「その他要記載事項」は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項が法人税法施行規則第24条の10、法人税法施行規則第24条の12、租税特別措置法施行規則第21条の4から租税特別措置法施行規則第21条の16第6項までに規定されている手続きについては、それぞれ法人税法施行規則第24条の10第4号、第5号及び第6号、同規則第24条の12第4号及び第5号、租税特別措置法施行規則第21条の4第4号、同規則第21条の5第13項第4号、同規則第21条の5第14項第4号、同規則第21条の6第4項第4号及び第5号、同規則第21条の13第1項第4号、同規則第21条の13の2第4号、同規則第21条の14第5項第4号、又は同規則第21条の16第6項第4号及び第5号に定める事項等を記載してください。
- (3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。